

マイナンバーカード所持者の転出・転入手続のワンストップ化について

1 背景

住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する事務の処理に多くの時間を要している。

2 マイナンバーカード所持者の現行の簡便な手続

現行、転入届の特例制度があり、マイナンバーカード所持者は、転出届を郵送申請又は電子申請でも行うことができ、紙の転出証明書の発行を受けずに転入地市区町村で転入手続が行える。このため、転出者は、転出証明書を受け取るために転出地市区町村に来庁する必要はない。

3 マイナポータルを活用したワンストップ化

住民基本台帳法の一部改正(令和3年5月19日法律第37号)が行われ、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮・ワンストップ化が図られることとなる。

現行の手続との違いは、①マイナポータルからスマートフォンでオンラインでの転出届・転入予約ができること、②転入地市区町村があらかじめ転出証明書情報により住民登録のための事前準備ができること、などが挙げられる。

これに対応するため、住民情報システム及び住民基本台帳ネットワークシステムを改修する。

4 今後の予定

令和4年2月～ 令和4年第1回定例会 令和3年度補正予算提案予定
システム改修に係る契約締結、国への補助金申請

令和5年1月 マイナポータルを活用した転出・転入手続ワンストップ化の
開始予定